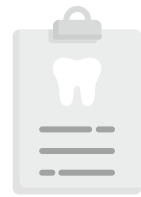


後期高齢者
医療の

歯科健診

を受けましょう



後期高齢者医療の被保険者を対象に、歯・歯肉の状態や口腔内の衛生状態などをチェックし、口腔機能の維持・向上、全身疾患の予防などにつなげるため、歯科健診を実施します。みなさまのお口の健康状態を知る良い機会となりますので、後期高齢者の特性に合わせた歯科健診を受診しましょう。

対象者

☑ 高知県後期高齢者医療の被保険者の方

※ただし、長期入院中の方、施設などへの入所者の方は対象外です。

（長期入院患者や施設入所の方は、すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者などの指導を受けていると考えられることから、歯科健診の対象から除いています）

- ① 前年度75歳年齢到達者（昭和20年4月1日～昭和21年3月31日生まれの方）と前年度に後期高齢者医療の歯科健診を受診した方には、受診券を事前送付します。
- ② ①以外の方は、お住まいの市町村や広域連合に申し込みすることで受診券が発行され、健診を受けることができます。

自己負担 無料

⚠ 治療が必要な場合の治療費は自己負担となります。

受診回数

実施期間内に **1回**

受診方法

事前に、受診を希望する登録歯科医院を予約して、受診してください。

健診実施期間

（令和 **3** 年度）

令和3年 **10月1日** …… 令和4年 **2月28日** （5か月間）

持ち物

被保険者証、受診券、問診票、入れ歯、お薬手帳



健診項目

- | | | | | |
|--------|---------|----------------------------|-----------|---------------------------|
| ① 歯の状態 | ② 咬合の状態 | ③ <small>そしゃく</small> 咀嚼機能 | ④ 舌・口唇機能 | ⑤ <small>えんげ</small> 嚥下機能 |
| ⑥ 口腔乾燥 | ⑦ 粘膜の異常 | ⑧ 口腔衛生状況 | ⑨ 歯周組織の状況 | ⑩ 問診 |

実施期間

受診券と同封の実施機関一覧表に記載されている登録歯科医院
（受診券発送前の実施機関の確認は、下記までお問い合わせください）

健診結果

健診当日、受診した歯科医院で結果説明が行われます。

その他

- ☑ 歯科健診は、実施期間内に1回のみ無料の対象です。後日、重複受診が判明した場合は、費用を請求します。
- ☑ 健診結果は、保健指導などに活用させていただきますのでご了承ください。

[お問い合わせ先] 町民課 ☎ 22-3117

事業者の
皆さまへ

雇用および労働を維持するための助成金

四万十町雇用労働継続支援助成金

新型コロナウイルス感染症の再拡大により影響を受けた事業者の雇用および労働を維持するための支援として、昨年度に引き続き、雇用状況・雇用者数に応じた助成を行います。



対象者 主な要件は下記の通りです。

- （1）新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年3月1日から令和3年8月31日までの期間内において、連続する3か月の売上が令和元年同期の売上に対して、20%以上減少した指定の業種の事業者

対象業種

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① A 農業、林業（法人格を有するものに限る） ② B 漁業（法人格を有するものに限る） ③ D 建設業 ④ E 製造業 ⑤ H 運輸業、郵便業 ⑥ I 卸売業、小売業 ⑦ K 不動産業、物品賃貸業 | <ul style="list-style-type: none"> ⑧ L 学術研究、専門・技術サービス業 ⑨ M 宿泊業、飲食サービス業 ⑩ N 生活関連サービス業、娯楽業 ⑪ O 教育・学習支援業
（中分類81学校教育に分類されるものを除く） ⑫ R サービス業（他に分類されないもの）
（中分類93から96までの政治・経済・文化団体、宗教等に分類されるものを除く） |
|---|---|

- （2）四万十町内に事業所もしくは店舗があり、当該事業を継続する意思のある方

- （3）国の示す業種別ガイドラインに沿った感染防止対策に取り組んでいる、または取り組む意思がある方

- （4）令和3年2月1日以前に起業し、当該事業を継続している方

助成金額

1事業者あたり **12** 万円

加算 | 雇用保険者1人につき8万円、雇用保険者以外1人につき5万円、
家族労働者1人につき4万円、委託労働者1人につき3万円

申請受付期間

令和3年 **10月1日** …… **12月28日**

起業された
方々へ

町内で起業された方の事業継続を支援するための助成金

四万十町起業者支援助成金

新型コロナウイルス感染症の再拡大により影響を受けた町内起業者の事業継続を支援するため、昨年度に引き続き平成30年度以降に起業した事業者に対し助成します。

対象者

主な要件は下記の通りです。
（詳しくは四万十町ホームページでご確認いただくか、にぎわい創出課までお問い合わせください）

- （1）平成30年4月1日から令和3年8月31日までに起業した事業者で、次に掲げる業種の方

- ・運輸業、郵便局
- ・宿泊業、飲食サービス業
- ・教育、学習支援業（中分類81学校教育に分類されるものを除く）

- （2）四万十町内に事業所もしくは店舗を有する事業者（本町に住所を有している）で、当該事業を継続する意思のある方

- （3）国の示す業種別ガイドラインに沿った感染防止対策に取り組んでいる、または取り組む意思がある方

助成金額

50 万円

申請受付期間

令和3年 **10月1日** …… **12月28日**



申請・お問い合わせ先

にぎわい創出課 ☎ 22-3281